

社会福祉法人恵明会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵明会（以下「当法人」という）定款第二一条及び第八条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員ならびに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（週3日以上法人の業務に従事する者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員の給与の支給に関する規則第7条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員の給与の支給に関する規則第15条に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員の給与の支給に関する規則第16条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則

平成20年4月1日から施行した「社会福祉法人恵明会役員報酬および費用弁償規程」は、平成29年3月31日限りをもって廃止する。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬 (日額)
理事長	15,000 円
業務執行理事	15,000 円
理事	10,000 円

別表2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与	施設職員の給与規則に準じる
12月の賞与	施設職員の給与規則に準じる

別表3 (常勤役員等の退職金算定式)

退職以前6カ月間の平均報酬月額×在任年数×係数

※ 上記在任年数は一カ年単位とし、端数は月割りとする。ただし、一カ月未満は一カ月に切り上げる。また、平均報酬月額は千円未満切り捨てとする。

別表4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

名称	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会の出席報酬	5,000 円	5,000 円
評議員会の業務報酬	5,000 円	5,000 円

※ 評議員一人当たりの年間報酬総額は定款の定めを超過しないこと。

(2) 理事

名称	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会の出席報酬	5,000 円	5,000 円
理事会の業務報酬	5,000 円	5,000 円

(3) 監事

名称	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会の出席報酬	5,000 円	5,000 円
監事監査指導報酬	5,000 円	5,000 円

(4) 評議員選任・解任委員

名称	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
委員会の出席報酬	5,000 円	5,000 円
委員会の業務報酬	5,000 円	5,000 円